

令和8年第1回

富谷市議会定例会議案書

令和8年2月19日提出

富 谷 市

令和8年第1回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市子どもにやさしいまちづくり条例の制定について・・・・・・・・	14
議案第 3号	富谷市民バス条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	22
議案第 4号	職員の給与に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	25
議案第 5号	証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	40
議案第 6号	富谷市職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・	79
議案第 7号	富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について・・・	81
議案第 8号	富谷市敬老祝金等支給条例の一部改正について・・・・・・・・	83
議案第 9号	富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	87
議案第10号	富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	90
議案第11号	富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部改正について・・・・・・・・	95

議案第12号	富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
議案第13号	令和7年度富谷市一般会計補正予算（第9号）	別冊
議案第14号	令和7年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第15号	令和7年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第16号	令和7年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第17号	令和7年度富谷市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第18号	令和7年度富谷市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第19号	令和8年度富谷市一般会計予算	別冊
議案第20号	令和8年度富谷市市営墓地特別会計予算	別冊
議案第21号	令和8年度富谷市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第22号	令和8年度富谷市介護保険特別会計予算	別冊
議案第23号	令和8年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第24号	令和8年度富谷市下水道事業会計予算	別冊
議案第25号	令和8年度富谷市水道事業会計予算	別冊
議案第26号	第2次富谷市国土利用計画の策定について	115

議案第27号 指定管理者の指定について・・・・・・・・・・116

承認

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富谷市一般会計補
正予算（第8号））・・・・・・・・・・117

議案第 1号

富谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

富谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の制定に伴い、条例を制定するもの。

富谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条－第33条）

第3章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、宮城県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳

児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらか

じめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通

園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業

者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以

下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得につい

て準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2号

富谷市子どもにやさしいまちづくり条例の制定について
富谷市子どもにやさしいまちづくり条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

日本国憲法，児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき，こどもの権利を保障し，地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することに関し必要な事項を定める条例を制定するもの。

富谷市子どもにやさしいまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 こどもの権利の推進（第4条－第7条）

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条－第17条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組（第18条－第23条）

第5章 子どもにやさしいまちづくりに関する施策の推進（第24条－第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

「富谷市には 大きい山がない 大きい川にも恵まれない 海にも接していない 豊かにあるのはこどもたちだ この子らをまちの財産にしたい みんなで育てたい」

私たちはこの願いのもと、こどもたちを大切に思う気持ちを受け継ぎ、地域で健やかに育くむために、平成30年より子どもにやさしいまちづくりを推進してきました。

全てのこどもは、今を生きる、かけがえのないひとりの人間として尊重されるべき大切な存在です。そして、生まれながらにして幸せな人生を送るための様々な権利をもっています。

大人もこどもも、一人ひとりの個性や権利が自分にも他の人にもあることを理解し、お互いを大切にすることが大事です。

また、大人はこどもの権利を守るとともに、こどもが挑戦や失敗をくり返し、有する力を発揮しながら成長していく姿を応援します。そして、地域でこどもを見守るやさしいまちは、こどもをはじめ、全ての人にとって心豊かで平和に暮らせるやさしいまちになります。

富谷市の全てのこどもたちが幸せな人生を送るために、また、こどもたちが郷土を愛し誇れるまちづくりを推進していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利を保障し、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することにより、こどもが生涯にわたり希望を

持ち他者を思いやる心を育みながら幸せに暮らすことのできるまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子どもにやさしいまちづくり 子ども権利条約の理念に基づきこどもの権利を尊重し、こどもにとって最もよいことが優先して考慮され、こども・子育て支援に富谷市全体で取り組むまちづくりをいいます。
- (2) こども 心身の発達の過程にある者をいいます。
- (3) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者及び祖父母や里親その他こどもを養育する者をいいます。
- (4) こどもが育ち学ぶ施設及び団体 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他こどもが育ち学ぶことを目的として利用する施設及び活動する団体をいいます。
- (5) 地域住民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他団体をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの権利条約に基づき、次の各号を基本理念とし推進します。

- (1) こどもが大切に育てられ健やかに成長できること
- (2) こどもが安心安全に暮らすことができること
- (3) こどもが友だちと交流し、楽しく遊び学べること
- (4) こどもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できること
- (5) こどもの意見を聴き、まちづくりに活かすこと

第2章 こどもの権利の推進

(こどもの権利)

第4条 こどもは、子どもの権利条約に定められた全てのこどもの権利が尊重され、今を生きる一人の人間として、一人ひとりの成長や発達段階、個性等も踏まえて健やかに生き育つことが保障されます。

2 こどもの権利は、こどもが成長発達するために必要不可欠なものであり、義務や責任の対価として与えられるものではなく、こどもの権利に対して義務や責任を負うのは大人です。

(子どもの権利条約の4つの原則)

第5条 こどもの権利を保障するにあたっては、次の各号で定める4つの原則を守り推進していくこととします。

(1) 命を守られ成長できること

全てのこどもの命が守られ、心も体も健康に自分らしく過ごし、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることを保障します。

(2) こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、年齢や発達段階に応じてこどもの意見や気持ちを十分に聴きながら、また、悩みや困りごとを相談できるよう配慮し、「そのこどもにとって最も良いことは何か」を第一に考えます。

(3) こどもが意味のある参加ができること

こどもは、年齢や発達段階に関わらず自分に関係のある事柄について、言葉や様々な方法によって自由に意見を表すことができます。大人は、その意見を尊重し受け入れ、こどもの発達に応じて十分に考慮し、丁寧に説明を行います。

(4) 差別のないこと

全てのこどもは、こども自身や親の人種、外見、名前、国籍、性、意見、障がい、経済状況等いかなる理由でも差別されず、子どもの権利条約の定める全ての権利が保障されます。

(こどもの権利の普及)

第6条 市は、こどもの権利について、こども、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者が学び、理解するために周知し、その普及に努めます。

(こどもの権利が侵害されている状態からの救済)

第7条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、いじめ、虐待や暴力等によるこどもの権利が侵害されている状態を早期に発見し、協力及び連携のもと、権利が侵害されている状態からの回復のため、救済に努めます。

2 市は、こどもが権利を侵害され、又は不利益を受けた場合等において、適切かつ迅速

にこどもの救済を図ることができるよう、体制を整備し、その他必要な取組を行うよう努めます。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもの権利を理解し、こどもにとっての最善を考え、必要とする関係機関と連携及び協力し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。

(こどもの育ちの支援)

第9条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもの健やかな育ちを支援するため連携及び協働し、こどもが安全で良好な環境のもと、心身の健康の維持及び増進を図られるよう努めます。

(特別な配慮を必要とするこどもと家庭への支援)

第10条 市、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、障がいのあるこども、経済的に困難な家庭のこども、虐待を受けたこどもその他特別な配慮が必要であると考えられるこどもとその家庭に対し、関係機関と連携を図りながら適切な支援に努めます。

(こどもが安心安全に暮らすことのできる環境づくり)

第11条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもが権利侵害を受けることなく安心して生活し学ぶことができる環境づくりを推進します。

2 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもを犯罪、交通事故、災害の被害、その他のこどもを取り巻く有害及び危険から守るための安全な環境づくりに努めるとともに、こどもが自分自身を守る力を育むために必要な支援に努めます。

(こどもの相談)

第12条 市は、こども及びその保護者の支援の充実を図るため、こどもに関する問題について安心して相談することができる総合的な体制づくりを推進します。

2 市、こどもが育ち学ぶ施設及び団体及び地域住民は、こどもが抱える様々な悩みに対して、こども自身が相談し、救済を求めることができる機会の確保に努めます。

3 市は、こどもからの相談を受けた場合は、こどもの意見を十分に尊重し、本人の同意のもと、関係機関と協議及び連携し、適切に対応するものとします。ただし、生命及び

身体等の保護のために必要な場合、又はこどもの健全な育成の推進のために特に必要がある場合には、本人の同意を待たず大人の判断で適切に対応するものとします。

(こどもの居場所づくり)

第13条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもが自分らしく安心して過ごすことができ、様々な遊び、体験、こども同士の交流等により、心豊かな自己を育むことができる居場所づくりに努めます。

(こども一人ひとりに応じた学びの環境づくり)

第14条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる環境づくりに努めます。

(こどもの意見等の表明及び参加)

第15条 こどもは、家庭、地域及び市政に対して自分の意見等を表明することができるとともに、意見を表明する機会に参加することができます。

(こどもの意見等の表明及び参画する機会の確保)

第16条 市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者は、こどもを個人として尊重し、前条に定める意見等の表明及び参加ができるよう、こどもの発達段階に配慮しつつ、多様な方法でこどもの参画の機会を確保するものとします。

(こどもの意見の聴取)

第17条 市は、こどもに関わる施策に、多様な方法でこどもの意見を求めるよう努めます。

2 市は、聴取したこどもの意見を市の施策に反映するよう努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組

(こどもの取組)

第18条 こどもは、この条例の基本理念に基づき、こどもにとって大切な権利を守ってもらうことができます。

2 こどもは、自らの心と体及び個性を大切にします。また、自分の権利を守るとともに、こども同士もお互いの個性や権利を認め合い、思いやりや優しさをもつことの大切さを学びます。

(市の取組)

第19条 市は、こどもの権利を保障するため、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、

地域住民及び事業者と連携して、こどもの視点に立った、子どもにやさしいまちづくりに取り組みます。

2 市は、こどもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとします。

3 市は、こどもに関する保護者の相談並びにこどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者の相談に応じ、支援し、必要に応じて協働で取り組みます。

(保護者の取組)

第20条 保護者は、こどもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であり、家族とともにそのこどもにとって最も良いことは何かを考えてこどもを養育します。

2 保護者は、必要に応じて、市、こどもが育ち学ぶ施設及び団体及び地域住民に相談し、支援を求めます。

(こどもが育ち学ぶ施設及び団体の取組)

第21条 こどもが育ち学ぶ施設及び団体は、こどもが安心して安全に過ごすことのできる環境をつくとともに、こどもが学び、体験や遊びを通じて健やかに育つことができる機会を確保します。

2 こどもが育ち学ぶ施設及び団体は、こどもの発達に応じた必要な支援を行うよう努めます。

3 こどもが育ち学ぶ施設及び団体は、こどもが自分で考え、学び、活動することができるよう支援を行い、こどもの権利が大切に守られるよう努めます。

4 こどもが育ち学ぶ施設及び団体は、こどもがこどもの権利を理解し、他者の権利を尊重しながら生活することができるよう必要な指導及び支援に努めます。

(地域住民の取組)

第22条 地域住民は、こどもの健やかな育ちを地域全体で支援することを理解し、こどもの権利が大切に守られるよう努めます。

2 地域住民は、市と共に地域でこどもを見守り、こどもが安全に安心して過ごすことのできる地域づくりに努めます。

3 地域住民は、地域における活動においてこどもの意見を尊重し、こどもが希望する場合には、役割を持ち、生き活きと参加できるよう努めます。

(事業者の取組)

第23条 事業者は、こどもを養育する者が子育てと仕事を両立することができるよう環境を整え、こどもに不利益が及ばないよう必要な配慮に努めます。

2 事業者は、こどもが地域社会との関わりをもって育つことの大切さを理解し、市、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体及び地域住民が行う子どもにやさしいまちづくりを推進するための取組への協力に努めます。

第5章 子どもにやさしいまちづくりに関する施策の推進

(子どもにやさしいまちづくりの推進体制)

第24条 市は、全庁挙げて子どもにやさしいまちづくりを推進していくため、施策の総合的な調整及び推進を図る富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を設置し、こどもに直接関わりのある部署のみならず全部署が積極的に取り組む体制を構築します。

(子どもにやさしいまちづくりに関する普及啓発)

第25条 市は、こども、保護者、こどもが育ち学ぶ施設及び団体、地域住民及び事業者に対して、子どもにやさしいまちづくりの広報及び普及啓発に努めます。

(子どもにやさしいまちづくりに関する計画等の進行管理)

第26条 市は、子どもにやさしいまちづくりに関する計画及び子どもにやさしいまちづくり事業の評価を、富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議において進行管理するものとします。

2 市は、子どもにやさしいまちづくり事業の評価を定期的実施するとともに、結果を公表し、こどもを含めた市民からの意見聴取を行うものとします。なお、公表にあたっては、こどもが理解しやすいよう努めるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 3号

富谷市民バス条例の一部改正について

富谷市民バス条例（平成13年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

富谷市民バスの路線再編に伴い、路線名及び運行区間について、所要の改正を行うもの。

富谷市民バス条例の一部を改正する条例

富谷市民バス条例（平成13年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後			現行		
第1条・第2条 略 (運行路線等)			第1条・第2条 略 (運行路線等)		
第3条 市民バスの運行路線及び運行区間は、次のとおりとする。			第3条 市民バスの運行路線及び運行区間は、次のとおりとする。		
路線名	運行区間		路線名	運行区間	
	起点	終点		起点	終点
北部黒川病院線	富谷市役所	富谷市役所	北部黒川病院線	富谷市役所	富谷市役所
日吉台あけの平循環線	富谷スポーツセンター	富谷市役所	西部循環線	富谷市役所	富谷市役所
あけの平鷹乃杜線	とみやど前	成田ショッピングセンター前			
日吉台富ヶ丘線	富谷スポーツセンター	成田ショッピングセンター前			
市役所東向陽台線	とみやど前	馬場沢下	南部循環線	富谷中央市民センター	富谷中央市民センター
東向陽台成田線	馬場沢下	イオン富谷店	東部循環線	富谷中央市民センター	富谷中央市民センター
東部循環線	熊の橋	富谷中央市民センター	大亀山森林公園線		
大亀山森林公園線	富谷中央市民センター	富谷中央市民センター	大亀成田線		
大亀成田線	富谷中央市民センター	富谷中央市民センター			
2 略			2 略		
第4条～第10条 略			第4条～第10条 略		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4号

職員の給与に関する条例等の一部改正について
職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国の一般職の職員の給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 給料は、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年富谷町条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第9条 略</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p>第9条の2 <u>新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 給料は、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年富谷町条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当_____，扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，在宅勤務等手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，管理職員特別勤務手当，期末手当，勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第9条 略</p>

改正後	現 行
<p>第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員<u>の受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第11条の2又は第11条の2の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定</u></p>	

改正後	現行
<p>める。</p> <p>第10条～第11条の3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条の4 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間</u>につき、<u>6万6,400円</u>を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して規則で定める額（第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 略</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居</p>	<p>第10条～第11条の3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条の4 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）。</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>3万8,700円</u>を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して規則で定める額（第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>(3) 略</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居</p>

改正後	現 行
<p>(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)</u>の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>	<p>(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>

改正後	現 行
<p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p>	
<p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p>	
<p>6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、<u>特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える</u> 職員の通勤手当の額は、<u>第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額<u>及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）</u> _____ の合計額が15万円を超える 職員の通勤手当の額は、<u>前3項</u> _____ の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p>
<p>7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（<u>当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合</u>にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</p>	<p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月 _____ の規則で定める日に支給する。</p>
<p>8 略</p>	<p>7 略</p>
<p>9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等<u>及び駐車場等</u>に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。</p>	<p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等 _____ に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>10</u> 略</p> <p>第11条の5～第16条 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第13条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに第2種初任給調整手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>第18条～第24条 略</p>	<p>9 略</p> <p>第11条の5～第16条 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第17条 第13条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額_____の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>第18条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第4条, 第5条, 第8条, <u>第9条の2</u>, 第10条及び第11条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>第9条・第10条 略</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 職員の給与に関する条例(昭和40年富谷町条例第1号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第4条, 第5条, 第8条_____, 第10条及び第11条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>第9条・第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富谷市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条 略</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、第2種初任給調整手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条～第8条 略</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当)</u></p> <p><u>第8条の2 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第2項」とあるのは「富谷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富谷市条例第34号)第5条第2項」と、「同条第3項、第4項、第6項及び第7項」とあるのは「同条例第6条」と、「第11条の2」とあるのは「同条例第8条において準用する第11条の2」と、「勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間あたりの</u></p>	<p>第1条・第2条 略</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当_____、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>

改正後	現 行
<p><u>勤務時間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第9条～第15条の2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第10条の規定により準用する給与条例第14条, 第11条の規定により準用する給与条例第15条及び第12条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は, 給料の月額, <u>これ</u> に対する地域手当の月額及び<u>第二種初任給調整手当の月額</u>の合計額に12を乗じ, その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>第17条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>第18条の2 前条第4項に規定する基準月額に12を乗じ, その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額 (その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て, 50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額) (以下この条において「特定額」という。)</u>が, 給与条例第9条の2第1項に規定する基準額 (以下この条において「基準額」と</p>	<p>第9条～第15条の2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第16条 第10条の規定により準用する給与条例第14条, 第11条の規定により準用する給与条例第15条及び第12条の規定により準用する給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額は, 給料の月額及び<u>これ</u>に対する地域手当の月額 _____ の合計額に12を乗じ, その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>第17条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第18条 略</p>

改正後	現行
<p>いう。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を前条の報酬に加算して支給する。</p> <p>(1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額</p> <p>(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額</p> <p>(3) 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額</p> <p>第19条～第24条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額(第18条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第25条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第18条第1項の規定により計算して得た額_____</p> <p>_____に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得</p>

改 正 後	現 行
<p>た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額 <u>(第18条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)</u> を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額 <u>(第18条の2の規定による報酬額の加算がある場合は、当該加算後の額)</u></p> <p>2 略</p> <p>第26条～第32条 略</p>	<p>た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第18条第2項の規定により計算して得た額 _____</p> <p>_____ 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p> <p>(3) 時間額による報酬 第18条第3項の規定により計算して得た額 _____</p> <p>_____</p> <p>2 略</p> <p>第26条～第32条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年富谷市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第13条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p>

改正後	現行
<p>務の級に応じた額に、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>務の級に応じた額に、富谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>職員の給与に関する条例</u>第11条の4第2項並びに第14条第2項及び第4項の規定を適用する。</p>	<p>4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第11条の4第2項並びに第14条第2項及び第4項の規定を適用する。</p>
<p>5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>職員の給与に関する条例</u>第9条の2及び第19条第3項、第20条第2項、第21条の3の規定を適用する。</p>	<p>5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第19条第3項、第20条第2項、第21条の3の規定を適用する。</p>
<p>6 <u>職員の給与に関する条例</u>第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年富谷市条例第1号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p>	<p>6 <u>新給与条例</u>第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年富谷市条例第1号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>

議案第 5号

証人等の実費弁償に関する条例等の一部改正について
証人等の実費弁償に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部が改正されたことを踏まえ、旅費制度の見直しを行うもの。

証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第1条 証人等の実費弁償に関する条例(昭和44年富谷町条例第6号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行																		
<p>第1条 略</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 旅費は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他</u> <u>の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当と</u> <u>し、その額は富谷市職員等の旅費に関する条例</u> <u>(平成元年富谷町条例第7号。以下「旅費条例」</u> <u>という。)の例によるものとする。</u></p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>旅費の支給方法は、旅費条例の例による。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別表 削除</p>	<p>第1条 略</p> <p>(実費弁償)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 旅費は、<u>日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、</u> <u>航空賃及び車賃</u> _____ と し、その額は<u>別表のとおり</u> _____とする。</p> <p>(支給方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>旅費は、証人等の居住地から最も経済的な通</u> <u>常の経路及び方法により旅行した場合の費用</u> <u>により計算する。ただし、やむを得ない事情に</u> <u>より最も経済的な通常</u>の経路又は方法によっ <u>て旅行し難い場合には、その現によった経路及</u> <u>び方法によって計算する。</u></p> <p>第5条 <u>この条例に定めるものを除くほか、旅費</u> <u>の支給については、一般職の職員の旅費の支給</u> <u>の例による。</u></p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空賃</th> <th>車賃</th> <th>日当</th> <th>宿泊料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(1日に つき)</td> <td>(1夜に つき)</td> </tr> <tr> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>1キロメー</td> <td>5, 80</td> <td>11, 0</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料					(1日に つき)	(1夜に つき)	実費	実費	実費	1キロメー	5, 80	11, 0
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料														
				(1日に つき)	(1夜に つき)														
実費	実費	実費	1キロメー	5, 80	11, 0														

改 正 後	現 行				
			トルにつき	0円	00円
			37円又は		
			実費		

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行				
第1条～第3条 略 (費用弁償)	第1条～第3条 略 (費用弁償)				
第4条 略	第4条 略				
2 前項の旅費の額は、 <u>宿泊費については、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の指定職職員等の欄に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とし、その他の旅費の額については、職員の例により計算した額とする。</u>	2 前項の旅費の額は、 <u>鉄道賃、船賃及び航空賃については、職員に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、被当及び宿泊料については別表第2に掲げる額とし、その他の旅費の額については職員の旅費の額の例により計算した額とする。</u>				
3 略	3 略				
第5条 略	第5条 略				
別表第1 略	別表第1 略				
<u>別表第2 削除</u>	<u>別表第2（第4条関係）</u>				
	車賃	日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	
		県内	県外	県内	甲地方 乙地方
議長	1キロメートル	円	円	円	円

改 正 後		現 行				
	ルにつき37	1,5	2,0	11,15,	1	
	円又は実費	00	00	00	00	2,
				0	0	00
						0
副議	"	1,5	2,0	11,15,	1	
長		00	00	00	00	2,
				0	0	00
						0
議員	"	1,5	2,0	11,15,	1	
		00	00	00	00	2,
				0	0	00
						0

備考

甲地方とは、都の特別区の存する地域並びに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市の地域をいい、乙地方とは、県内及び甲地方以外の地域をいう。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第5条 略 (旅費)	第1条～第5条 略 (旅費)
第6条 略	第6条 略
2 旅費の種目は、職員の例による。	2 旅費の種類は、職員の例による。
3 旅費の額は、 <u>宿泊費</u> については、 <u>国家公務員</u>	3 旅費の額は

改 正 後	現 行
<p><u>等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の指定職職員等の欄に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とし、その他の旅費の額については、職員の例により計算した額とする。</u></p> <p>第7条 略</p>	<p>_____, 職員の例により計算した額とする。</p> <p>第7条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 富谷市職員等の旅費に関する条例（平成元年富谷町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第1条 略</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁</p>	<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第14条）</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費（第15条—第26条）</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費（第27条—第36条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第37条—第39条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>第1条 略</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁</p>

改正後	現行
<p>(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(7) 家族 _____ 内国旅行にあつては職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>_____</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の市長が規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅</p>	<p>(常時勤務する在勤庁のない職員については _____, _____, _____ その住所又は居所) _____ を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) 略</p>

改 正 後	現 行
<p><u>費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。</u></p>	
<p>2 略 (旅費の支給)</p>	<p>2 略 (旅費の支給)</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p>	<p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>(3) <u>職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地に出発して帰住したときには、当該遺族</u></p>	
<p>(4) 略</p>	<p>(3) 略</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>3 職員が前項第1号又は<u>第4号</u>の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p>	<p>3 職員が前項第1号又は<u>第3号</u>の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、<u>同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</u></p>
<p>4・5 略</p>	<p>4・5 略</p>
<p>6 <u>第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市長</u></p>	<p>6 <u>第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に第4条第3項の規定に</u></p>

改正後	現行
<p>概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>市長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で<u>次の各号に掲げる金額を、旅費として支給することができる。</u></p> <p>(1) <u>現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下本条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、支給することができる額</u></p> <p>(2) <u>現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用分に相当する金額)を差し引いた額</u></p>
<p><u>8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p>	
<p>(旅行命令等)</p>	<p>(旅行命令等)</p>
<p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者</u> _____の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」</p>	<p>第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)</u>の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」</p>

改 正 後	現 行
<p>という。)によって行わなければならない。</p>	<p>という。)によって行わなければならない。</p>
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 旅行命令権者は、すでに発した<u>旅行命令等の変更をする</u> 必要がある<u>と認める場合</u>で、前項の規定に該当するときは、自ら又は<u>次条第1項</u> 若しくは第2項の規定による旅行申請に基づき、<u>その変更</u>をすることができる。</p>	<p>3 旅行命令権者は、すでに発した<u>旅行命令等</u>を<u>変更</u> (取消しを含む。以下同じ。)する<u>必要</u>がある<u>と認める場合</u>で、前項の規定に該当するときは、自ら又は<u>第5条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行申請に基づき、<u>これを</u><u>変更</u>することができる。</p>
<p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更をするには</u>、旅行命令簿又は旅行依頼簿 (以下「旅行命令簿等」という。)に<u>市長が規則で定める事項の記載又は記録をし</u>、当該事項を当該旅行者に<u>通知しなければ</u> ならない。ただし、旅行命令簿等に<u>当該事項の記載又は記録を</u> するいとまがない場合には、<u>この限りではない</u>。</p>	<p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを</u><u>変更するには</u>、旅行命令簿又は旅行依頼簿 (以下「旅行命令簿等」という。)に<u>当該旅行に関する事項を記載し</u>、これを当該旅行者に<u>提示して行わなければならない</u>。ただし、旅行命令簿等に<u>当該旅行に関する事項を記載し</u>、これを提示するいとまがない場合には、<u>口頭により旅行命令等を発し</u>、又は<u>これを</u><u>変更</u>することができる。</p>
<p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には</u>、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の<u>記載又は記録をしなければならない</u>。</p>	<p>5 旅行命令権者は、<u>口頭により旅行命令を</u>発し、又はこれを<u>変更した場合</u>には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に<u>当該旅行に関する事項を記載し</u>、これを当該旅行者に<u>提示しなければならない</u>。</p>
<p>6 略 (旅行命令等に従わない旅行)</p>	<p>6 略 (旅行命令等に従わない旅行)</p>
<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により<u>変更</u>を受けた旅行命令等を含</p>	<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第3項の規定により<u>変更</u>された 旅行命令等を含</p>

改正後	現行
<p>む。以下この条において同じ。)に従って旅行 することができない場合には、あらかじめ旅行 命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなけ ればならない。</p>	<p>む。以下本条において同じ。)に従って旅行 することができない場合には、あらかじめ旅行 命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなけ ればならない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(旅費の種目)</p>	<p>(旅費の種類)</p>
<p>第6条 <u>旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、 その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手 当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑 費及び死亡手当とする。</u></p>	<p>第6条 <u>旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手 当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当と する。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 <u>鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅 客運賃等により支給する。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 <u>船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客 運賃等により支給する。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>4 <u>航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅 客運賃により支給する。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>5 <u>車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅 行について、路程に応じ1キロメートル当たり の定額又は実費額により支給する。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>6 <u>日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定 額により支給する。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>7 <u>宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの 定額により支給する。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>8 <u>食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に 応じ1夜当たりの定額により支給する。</u></p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>9 <u>移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転に ついて、路程等に応じ定額により支給する。</u></p>
<p>_____</p>	<p>10 <u>着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移</u></p>

改正後	現 行
<p>この場合において、必要な<u>資料</u>の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u></p>	<p>この場合において、必要な<u>添付書類</u>の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額</u>のうち<u>その書類を提出しなかったため、その旅費</u>の必要が明らかにされなかった部分の<u>金額の支給</u>を受けることができない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 <u>支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u></p>	<p>3 <u>支出担当者</u>は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p>
<p>4 <u>支出担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</u></p>	<p>4 <u>支出担当者</u>は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該<u>支出担当者</u>がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。</p>
<p>5 <u>第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</u></p>	
<p>6 <u>前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は</u></p>	

改正後	現行
<p>(船賃)</p> <p>第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p> <p>(4) 特別船室料金(市長が必要と認める者に限る。)</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>上のもの</p> <p>(船賃)</p> <p>第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運航する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</p>
<p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された</p>	<p>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区</p>

改正後	現 行
<p>船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</p>	<p>分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p>
<p>(航空賃)</p>	<p>(航空賃)</p>
<p>第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市長が規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p>	<p>第17条 航空賃は、現に支払った旅客運賃による。</p>
<p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p>	
<p>(その他の交通費)</p>	<p>(車賃)</p>
<p>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p>	<p>第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p>

改正後	現 行
<p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、自家用自動車を利用して旅行する場合（旅行命令権者の承認を受けて旅行する場合に限る。ただし、自家用自動車に同乗することによって行う旅行はこれに含まない。）の額は、1キロメートルにつき37円とし、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>	<p>2 <u>車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>規定による額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p><u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜につき財務省令別表第3第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額</u></p> <p><u>(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額</u></p> <p><u>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、財務省令別表第3第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。ただし、この条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。</u></p> <p><u>4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しく</u></p>	

改正後	現 行
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>ア <u>最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最下級の直近上位の級の運賃</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>イ <u>最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>ウ <u>最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>(3) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(航空賃及び車賃)</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>第30条 <u>航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) <u>運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近上位の級の運賃</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>(2) <u>運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p>
<hr/> <hr/> <hr/>	<p>2 <u>車賃の額は、実費額による。</u> <u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u></p> <p>第31条 <u>日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u></p> <p>2 <u>第28条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2</u></p>

改正後	現 行
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>の定額の10分の7に相当する額による。</p> <p>3 食卓料の額は、別表第2の定額による。</p> <p>4 第19条、第20条第2項及び第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。</p>
<p>(渡航雑費)</p> <p>第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が規則で定める費用の額とする。</p> <p>(死亡手当)</p>	<p>第32条 削除</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第33条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</p> <p>(死亡手当)</p>
<p>第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第5号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第5に掲げる額とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第34条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 職員が出張のため外国旅行中に死亡し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第26条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</p> <p>3 第26条第2項の規定は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</p> <p>(旅行手当)</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(退職者等の旅費)</p> <p>第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて市長が規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p> <p style="text-align: center;">(遺族の旅費)</p> <p>第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて市長が規則で定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(証人等の旅費)</p> <p>第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(旅費の支給額の上限)</p> <p>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分</p>	<p style="text-align: center;">第4章 雑則</p>

改正後	現行
<p>を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種類について第7条並びに第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>(旅費の調整)</p> <p>第25条 任命権者は、旅行者が<u>市以外の者から旅費の支給を受ける</u>場合その他<u>旅行における特別の事情により、又は</u>旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>第26条 略</p> <p>(旅費の返納)</p>	<p>(旅費の調整)</p> <p>第37条 任命権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他</u>当該旅行における特別の事情により、又は<u>当該</u>旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>第38条 略</p>

改 正 後	現 行
<p>第27条 <u>支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p>2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する給与の種類は市長が規則で定める。</u> <u>(監督)</u></p> <p>第28条 <u>市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。</u> <u>(規則への委任)</u></p> <p>第29条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、市長が規則で定める。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>別表第1 <u>内国旅行の旅費(第19条—第21条の3、第23条関係)</u></p> <p>1 <u>日当、宿泊料及び食卓料</u></p>

改正後						現 行							
						日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)			食卓料		
						き)							(1夜
						県内	県外	県内	甲地方	乙地方	につき)		
						1, 5	2, 0	11, 0	15, 0	12, 0	1, 50		
						00円	00円	00円	00円	00円	0円		
						備考							
						甲地方とは、都の特別区の存する地域並び							
						に大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神							
						戸市の地域をいい、乙地方とは、県内及び甲							
						2 移転料							
						鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道	鉄道
						50	50	10	30	50	1, 0	1, 5	2,
						キロ	キロ	0キ	0キ	0キ	00	00	00
メー	メー	ロメ	ロメ	ロメ	キロ	キロ	0キ						
トル	トル	ート	ート	ート	メー	メー	ロメ						
未満	以上	ル以	ル以	ル以	トル	トル	ート						
	10	上3	上5	上1,	以上	以上	ル以						
	0キ	00	00	00	1, 5	2, 0	上						
	ロメ	キロ	キロ	0キ	00	00							
	ート	メー	メー	ロメ	キロ	キロ							
	ル未	トル	トル	ート	メー	メー							
	満	未満	未満	ル未	トル	トル							
				満	未満	未満							
	10	12	15	18	24	26	27						
	7, 0	3, 0	2, 0	7, 0	8, 0	1, 0	9, 0						
	00	00	00	00	00	00	00						
	円	円	円	円	円	円	円						
							0円						

改正後	現 行				
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>は、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</p> <p>(2) 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。</p> <p>2 死亡手当</p>				
<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">死亡手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">460,000円</td> </tr> </table>	死亡手当	460,000円	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">死亡手当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">460,000円</td> </tr> </table>	死亡手当	460,000円
死亡手当					
460,000円					
死亡手当					
460,000円					

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富谷市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の富谷市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2

項, 第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し, 旧条例第3条第1項, 第2項, 第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については, なお従前の例による。

- 4 新条例第27条の規定は, 新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第 6号

富谷市職員定数条例の一部改正について

富谷市職員定数条例（昭和48年富谷町条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

市長の事務部局の職員の増員に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市職員定数条例の一部を改正する条例

富谷市職員定数条例（昭和48年富谷町条例第37号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>320人</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>307人</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7号

富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年富谷町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

一般廃棄物の処理手数料について、所要の改正を行うもの。

富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

富谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年富谷町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
第1条～第18条 略 別表（第13条関係）				第1条～第18条 略 別表（第13条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略			略	略	
粗大ごみ	スプリ ングマ ットレ ス以外	1,200円以内 で品目別に規 則で定める額		略	粗大ごみ	1,200円以内 で品目別に規 則で定める額	
	スプリ ングマ ットレ ス	1枚	3,000 円				
略	略	略		略	略	略	
備考 略				備考 略			

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8号

富谷市敬老祝金等支給条例の一部改正について

富谷市敬老祝金等支給条例（平成4年富谷町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

特別敬老祝金の支給要件及び支給金額について、所要の改正を行うもの。

改正後	現行
<p><u>施設その他市長がこれに類すると認める施設（以下「高齢者施設等」という。）に入所している者のうち、措置者が本市でない者又は入所前の住所が本市以外の者</u></p> <p><u>(4) その他特別敬老祝金を支給することが適当でないと市長が認めるとき。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第3条 略</p> <p>（敬老祝金等の額）</p>	<p>第3条 略</p> <p>（敬老祝金等の額）</p>
<p>第4条 敬老祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 80歳_____の者 5,000円</p> <p>(2) 88歳_____の者 10,000円</p> <p>(3) 90歳_____の者 20,000円</p>	<p>第4条 敬老祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 80歳（傘寿）の者 5,000円</p> <p>(2) 88歳（米寿）の者 1万円</p> <p>(3) 90歳（卒寿）の者 2万円</p>
<p>2 特別敬老祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 市民_____の期間が、第5条第2項に規定する支給期日において引き続き50年以上の者 300,000円</p> <p>(2) 市民の期間が、第5条第2項に規定する支給期日において引き続き30年以上の者 100,000円</p> <p>(3) 市民の期間が、第5条第2項に規定する支給期日において引き続き10年以上の者 50,000円</p> <p>(4) 市民_____の期間が、第5条第2項に規定する支給期日において引き続き1年以上、かつ、<u>高齢者施設等に入所していない者</u> 30,000円</p>	<p>2 特別敬老祝金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>第2条第2項の居住の期間が</u>第5条第2項に規定する支給期日において引き続き10年以上の者 30万円</p> <p>(2) <u>第2条第2項の居住の期間が</u>第5条第2項に規定する支給期日において引き続き1年以上で、かつ、<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に定める施設</u></p>

改 正 後	現 行
<hr/> <hr/> <p>第5条～第7条 略</p>	<p><u>サービス等の利用をしていない者（前号に規定する者を除く。）</u> 5万円</p> <p>第5条～第7条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9号

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

富谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富谷町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の公布に伴い、公示送達の方法について所要の改正を行うもの。

富谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年富谷町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第6条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（公示送達）</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する 地方税法（昭和25年法律第226号）第20 条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同 条第2項に規定する公示事項をいう。以下この 条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29年総理府令第23号）第1条の8第1項に 規定する方法により不特定多数の者が閲覧す ることができる状態に置く措置をとるととも に、公示事項が記載された書面を富谷市公告式 条例（昭和48年富谷町条例第26号）第2条 第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事 項を市の事務所に設置した電子計算機の映像 面に表示したものの閲覧をすることができる 状態に置く措置をとることによってするもの とする。</u></u></p> <p>第8条～第10条 略</p>	<p>第1条～第6条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">（公示送達）</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する 地方税法（昭和25年法律第226号）第20 条の2の規定による公示送達は、 _____ _____ _____ _____ _____ 富谷市公告式条 例（昭和48年富谷町条例第26号）第2条第 2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ _____ もの とする。</p> <p>第8条～第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の富谷市後期高齢者医療に関する条例第7条の規定は、この条例の

施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

議案第10号

富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年富谷市
条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第96号）により一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年富谷市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第9条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第12条・第13条 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第15条・第16条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならな</p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第12条・第13条 略</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第15条・第16条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならな</p>

改 正 後	現 行
<p>い。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) _____利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>第18条 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第20条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項</u></p>	<p>い。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの</u>利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、<u>終了</u>に関する事項及び _____利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>第18条 略</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第20条 略</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員</p>

改正後	現行
<p><u>の確認において定める利用定員をいう。)</u> の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>第22条 略 (職員)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（宮城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び宮城県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 略 (設備及び職員の基準の特例)</p> <p>第23条の2 <u>子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p>	<p>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>第22条 略 (職員)</p> <p>第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）</p> <p>その 他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

改正後	現行
<p>第24条～第26条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>第29条 略</p>	<p>第24条～第26条 略</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 <u>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその_____職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>第29条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第11号

富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部改正について

富谷市道路占用料等条例（平成9年富谷町条例第17号）及び富谷市公共物管理条例（平成4年富谷町条例18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市道路占用料等条例及び富谷市公共物管理条例の一部を改正する条例

(富谷市道路占用料等条例の一部改正)

第1条 富谷市道路占用料等条例(平成9年富谷町条例第17号)の一部を次のように改正する。

改 正 後				現 行					
第1条～第7条 略				第1条～第7条 略					
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)					
占用物件		占用料		占用物件		占用料			
		単 位	金 額 (円)			単 位	金 額 (円)		
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	略	670	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	略	570		
	第2種電柱		1,000		第2種電柱		870		
	第3種電柱		1,400		第3種電柱		1,200		
	第1種電話柱		600		第1種電話柱		510		
	第2種電話柱		960		第2種電話柱		810		
	第3種電話柱		1,300		第3種電話柱		1,100		
	その他の柱類		60		その他の柱類		51		
	共架電線その他上空に設ける線類		略		6		共架電線その他上空に設ける線類	略	5
	地下に設ける電線その他の線類		略		4		地下に設ける電線その他の線類	略	3
	路上に設ける変圧器		略		590		路上に設ける変圧器	略	490
	地下に設ける変圧器		略		360		地下に設ける変圧器	略	300
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		略		1,200		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	略	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		略		500		郵便差出箱及び信書便差出箱	略	420
	広告塔		略		1,900		広告塔	略	1,800
その他のもの	略	1,200	その他のもの	略	1,000				
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	略	25	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	略	21		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		360		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		

改 正 後				現 行				
	外径が1メートル以上のもの		<u>720</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>610</u>	
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		略	<u>1,200</u>	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		略	<u>1,000</u>	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	略	略	地下街及び地下室	略	略	略	
		略	略		略	略	略	
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		
	上空に設ける通路		略	<u>950</u>	上空に設ける通路		略	<u>900</u>
	地下に設ける通路		略	<u>570</u>	地下に設ける通路		略	<u>540</u>
その他のもの		略	<u>1,200</u>	その他のもの		略	<u>1,000</u>	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		略	<u>19</u>	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		略	<u>18</u>
	その他のもの		略	<u>190</u>	その他のもの		略	<u>180</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	略	<u>190</u>	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	略	<u>180</u>
		その他のもの	略	<u>1,900</u>		その他のもの	略	<u>1,800</u>
	標識		略	<u>960</u>	標識		略	<u>810</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	<u>19</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	<u>18</u>
		その他のもの	略	<u>190</u>		その他のもの	略	<u>180</u>
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	<u>19</u>	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	略	<u>18</u>
		その他のもの	略	<u>190</u>		その他のもの	略	<u>180</u>
アーチ	車道を横断するもの	略	<u>1,900</u>	アーチ	車道を横断するもの	略	<u>1,800</u>	
	その他のもの	略	<u>950</u>		その他のもの	略	<u>900</u>	
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			<u>1,200</u>	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			<u>1,000</u>	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		略	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第3号に掲げる施設		略	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	<u>190</u>	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		略	<u>180</u>	
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		略	<u>120</u>	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		略	<u>100</u>	
道路法施行令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	略	Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額	道路法施行令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	略	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	

改 正 後				現 行			
に掲げる 施設	上空に設けるもの		Aに <u>0.01</u> 8を乗じて 得た額	に掲げる 施設	上空に設けるもの		Aに <u>0.01</u> 7を乗じて 得た額
	地下（トン ネルの上の 地下を除 く。）に設け るもの	略	略		地下（トン ネルの上の 地下を除 く。）に設け るもの	略	略
		略	略			階数が3以 上のもの	Aに <u>0.00</u> 7を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.02</u> 6を乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.02</u> 5を乗じて 得た額
道路法施 行令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		Aに <u>0.01</u> 7を乗じて 得た額	道路法施 行令第7 条第9号 に掲げる 施設	建築物		Aに <u>0.01</u> 5を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.01</u> 2を乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.01</u> 1を乗じて 得た額
道路法施 行令第7 条第10 号に掲げ る施設及 び自動車 駐車場	建築物		Aに <u>0.02</u> 4を乗じて 得た額	道路法施 行令第7 条第10 号に掲げ る施設及 び自動車 駐車場	建築物		Aに <u>0.02</u> 2を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.01</u> 2を乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.01</u> 1を乗じて 得た額
道路法施 行令第7 条第11 号に掲げ る応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の		Aに <u>0.01</u> 7を乗じて 得た額	道路法施 行令第7 条第11 号に掲げ る応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の 道路の路面下に設けるも の		Aに <u>0.01</u> 5を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> 4を乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> 2を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.03</u> 4を乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.03</u> 1を乗じて 得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる 器具			Aに <u>0.02</u> 6を乗じて 得た額	道路法施行令第7条第12号に掲げる 器具			Aに <u>0.02</u> 5を乗じて 得た額
道路法施 行令第7 条第13 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高速自 動車国道若しくは自動車 専用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の		Aに <u>0.01</u> 7を乗じて 得た額	道路法施 行令第7 条第13 号に掲げ る施設	トンネルの上又は高速自 動車国道若しくは自動車 専用道路（高架のものに限 る。）の路面下に設けるも の		Aに <u>0.01</u> 5を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> 4を乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> 2を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに <u>0.03</u> 4を乗じて 得た額		その他のもの		Aに <u>0.03</u> 1を乗じて 得た額
備考 1～8 略				備考 1～8 略			

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市公共物管理条例の一部改正)

第2条 富谷市公共物管理条例(平成4年富谷町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後				現行					
第1条～第17条 略				第1条～第17条 略					
別表(第5条関係)				別表(第5条関係)					
区分	形態又は種類		単位	金額(円)	区分	形態又は種類		単位	金額(円)
使用	柱類の設置	第1種電柱	略	670	使用	柱類の設置	第1種電柱	略	570
		第2種電柱		1,000			第2種電柱		870
		第3種電柱		1,400			第3種電柱		1,200
		第1種電話柱		600			第1種電話柱		510
		第2種電話柱		960			第2種電話柱		810
		第3種電話柱		1,300			第3種電話柱		1,100
		その他の柱類		60			その他の柱類		51
		共架電線その他上空に設ける線類		略			6		共架電線その他上空に設ける線類
	地下に設ける電線その他の線類	略	4	地下に設ける電線その他の線類	略	3			
	広告塔	略	1,900	広告塔	略	1,800			
管類の設置	外径が0.07メートル未満のもの	略	25	管類の設置	外径が0.07メートル未満のもの	略	21		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		36		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		54		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		72		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		360		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300		
	外径が1メートル以上のもの		720		外径が1メートル以上のもの		610		
	略		略		略		略	略	略
収益	略	略	略	収益	略	略	略		
備考 1～8 略				備考 1～8略					

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の富谷市道路占用料等条例の規定は、この条例の施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の富谷市公共物管理条例の規定は、この条例の施行日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行日の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第12号

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年富谷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地区計画区域における建築物の制限に係る所要の改正を行うもの。

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

富谷市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成4年富谷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					現 行				
第1条～第19条 略					第1条～第19条 略				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称		区域			名称		区域		
ひより台二丁目地区整備計画区域		略			ひより台二丁目地区整備計画区域		略		
成田地区整備計画区域		成田一丁目から成田九丁目までの全部及び穀田花ノ沢、穀田菅ノ沢、西成田竹ノ下一番、西成田竹ノ下二番、西成田中沢、西成田長柴一番、西成田南田、西成田屋敷添の各一部			成田地区整備計画区域		成田一丁目から成田八丁目までの全部及び成田九丁目の一部		
略		略			略		略		
別表第2（第4条、第9条、第10条、第13条関係）					別表第2（第4条、第9条、第10条、第13条関係）				
整備計画区域の名称	(1)	(2)	(3)	(4)	整備計画区域の名称	(1)	(2)	(3)	(4)
	地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限 (ア) (イ)		地区の名称	建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限 (ア) (イ)
ひより台二丁目	略	略			ひより台二丁目	略	略		

改正後						現行					
目地区	略	略		略	略	目地区	略	略		略	略
整備計						整備計					
画区域						画区域					
成田地区整備計画区域	戸建住宅A地区	次に掲げる建築物（これに附属する建築物を含む。）以外の建築物 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 図書館等 オ 略	略	略	略	成田地区整備計画区域	戸建住宅A地区	次に掲げる建築物（これに附属する建築物を含む。）以外の建築物 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略	略	略	略
	戸建住宅B地区	略	略	略	略	戸建住宅B地区	略	略	略	略	略
	集合住宅D地区	略	略	略	略	集合住宅D地区	略	略	略	略	略
	集合住宅E地区	略	略	略	略	集合住宅E地区	略	略	略	略	略
	集合住宅F地区	次に掲げる建築物 ア 店舗	200 m ²	緑道等 以外のすべて	1.5 m以上						

改 正 後				現 行				
	<u>(店舗等</u> <u>の床面積</u> <u>が150</u> <u>m²以下の</u> <u>ものを除</u> <u>く。)</u>	<u>の道路</u> <u>緑道等</u> <u>すべて</u> <u>の隣地</u>	 <u>1m以</u> <u>上</u>					
	<u>イ 事務所</u> <u>(事務所</u> <u>等の床面</u> <u>積が15</u> <u>0m²以下</u> <u>のものを</u> <u>除く。)</u>							
	<u>ウ ホテル</u> <u>又は旅館</u>							
	<u>エ ボーリ</u> <u>ング場、</u> <u>スケート</u> <u>場、水泳</u> <u>場その他</u> <u>これらに</u> <u>類する令</u> <u>第130</u> <u>条の6の</u> <u>2で定め</u> <u>る運動施</u> <u>設</u>							
	<u>オ 学校、</u> <u>図書館そ</u>							

改 正 後				現 行				
	<u>の他これ</u> <u>らに類す</u> <u>るもの</u> <u>カ 神社,</u> <u>寺院, 教</u> <u>会その他</u> <u>これらに</u> <u>類するも</u> <u>の</u> <u>キ 病院</u> <u>ク 公衆浴</u> <u>場</u> <u>ケ 自動車</u> <u>教習所</u> <u>コ 自動車</u> <u>車庫 (建</u> <u>築物に附</u> <u>属するも</u> <u>のを除</u> <u>く。)</u> <u>サ 畜舎</u> <u>シ 工場</u> <u>(店舗の</u> <u>内に附設</u> <u>される工</u> <u>場で作業</u> <u>場の床面</u> <u>積の合計</u> <u>が50m²</u>							

改 正 後					現 行				
	<p> <u>以内のも</u> <u>のを除</u> <u>く。)</u> ス <u>農作物</u> <u>の生産,</u> <u>集荷, 処</u> <u>理又は貯</u> <u>蔵に供す</u> <u>るもの</u> セ <u>農業の</u> <u>生産資材</u> <u>の貯蔵に</u> <u>供するも</u> <u>の</u> ソ <u>農業の</u> <u>利便を増</u> <u>進するた</u> <u>めに必要</u> <u>な店舗等</u> <u>の床面積</u> <u>が500</u> <u>m²以下の</u> <u>もの</u> </p>								
センタ	略	略	略	略	センタ	略	略	略	略
一地区			略	略	一地区			略	略
文教施	略				文教施	略			
設地区					設地区				
業務地	略		略	略	業務地	略		略	略
区					区				

改正後				現行							
サービス系業務地区	次に掲げる建築物	200	緑道等	2m以							
	ア 住宅、 下宿	m ²	以外の上 すべての 道路								
	イ 兼用住宅			緑道等	1m以						
	ウ 店舗 (店舗等 の床面積 が150 m ² 以下の ものを除 く。)		緑道等	1m以							
	エ 事務所 (事務所 等の床面 積が1, 500m ² 以下のも のを除 く。)		すべて	上							
	オ ホテル 又は旅館		の隣地								
	カ ボーリ ング場、 スケート 場、水泳 場その他 これらに										

改 正 後				現 行			
	<u>類する令</u> <u>第130</u> <u>条の6の</u> <u>2で定め</u> <u>る運動施</u> <u>設</u> <u>キ 学校,</u> <u>図書館そ</u> <u>の他これ</u> <u>らに類す</u> <u>るもの</u> <u>ク 神社,</u> <u>寺院, 教</u> <u>会その他</u> <u>これらに</u> <u>類するも</u> <u>の</u> <u>ケ 病院</u> <u>コ 公衆浴</u> <u>場</u> <u>サ 自動車</u> <u>教習所</u> <u>シ 自動車</u> <u>車庫(建</u> <u>築物に附</u> <u>属するも</u> <u>のを除</u> <u>く。)</u> <u>ス 畜舎</u>						

改 正 後				現 行				
セ	工場 (店舗の 内に附設 される工 場で作業 場の床面 積の合計 が50m ² 以内のも のを除 く。)							
ソ	農作物 の生産、 集荷、処 理又は貯 蔵に供す るもの							
タ	農業の 生産資材 の貯蔵に 供するも の							
チ	農業の 利便を増 進するた めに必要 な店舗等 の床面積 が500							

改 正 後					現 行				
		㎡以下の もの							
	工場・	略		略	略		略	略	
	研究所			略	略		略	略	
	地区			略			略		
清水仲	略	略	略	略	略	略	略	略	略
地区整									
備計画									
区域									
略	略	略	略						

別表第3・別表第4 略

別表第5 (第11条関係)

整備計画区	(1)	(2)
域の名称	地区の名称	建築物の高さの最高限度
成田地区整	戸建住宅A	略
備計画区	地区	
域		
	集合住宅D	略
	地区	
	集合住宅E	略
	地区	
	集合住宅F	12m
	地区	
	サービス系	15m
	業務地区	
清水仲地区	略	略
整備計画区		
域		
略	略	略

別表第3・別表第4 略

別表第5 (第11条関係)

整備計画区	(1)	(2)
域の名称	地区の名称	建築物の高さの最高限度
成田地区整	戸建住宅A	略
備計画区	地区	
域		
	集合住宅D	略
	地区	
	集合住宅E	略
	地区	
清水仲地区	略	略
整備計画区		
域		
略	略	略

改 正 後			現 行			
別表第6 (第12条関係)			別表第6 (第12条関係)			
整備計画区	(1)	(2)	整備計画区	(1)	(2)	
域の名称	地区の名称	建築物の各部分の高さの制限	域の名称	地区の名称	建築物の各部分の高さの制限	
成田地区整備計画区域	戸建住宅A地区	略	成田地区整備計画区域	戸建住宅A地区	略	
	集合住宅D地区	略		集合住宅D地区	略	
	集合住宅E地区	略		集合住宅E地区	略	
	集合住宅F地区	当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が4m以下の範囲にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたものとし、真北方向の水平距離が4mを超える範囲にあつては、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの				
	センター地区	略		センター地区	略	
	サービス系業務地区	当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が4m以下の範囲				

改正後			現行		
		<p>にあつては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたものとし、真北方向の水平距離が4mを超える範囲にあつては、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに1.0mを加えたもの</p>			
清水仲地区	略	略	清水仲地区	略	略
整備計画区域			整備計画区域		
略	略	略	略	略	略

別表第7 (第15条関係)

整備計画区域の名称	(1)	(2)	(3)
成田地区整備計画区域	戸建住宅A地区	略	略
	戸建住宅B地区	略	略
	戸建住宅C地区	略	略
	集合住宅A地区	略	略
	集合住宅B地区	略	略
	集合住宅	略	略

別表第7 (第15条関係)

整備計画区域の名称	(1)	(2)	(3)
成田地区整備計画区域	戸建住宅A地区	略	略
	戸建住宅B地区	略	略
	戸建住宅C地区	略	略
	集合住宅A地区	略	略
	集合住宅B地区	略	略
	集合住宅	略	略

改正後				現行			
	宅C地区 集合住 宅D地区 集合住 宅E地区 集合住 宅F地区				宅C地区 集合住 宅D地区 集合住 宅E地区		
	センター地区	略	略		センター地区	略	略
	サービス系業務地区	令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	第9条				
		ア 建築物で第10条の基準に適合しないこととなる部分の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であるもの	第10条				
		イ 物置その他これに類する用途に供する建築物で、第10条の基準に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3m以下であるもの（自動車車庫を除く。）					
		ウ 自動車車庫					
清水仲地区整備計画	略	略	略	清水仲地区整備計画	略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略

改正後				現行			
区域	略	略	略	区域	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分及び太線の表示部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

第2次富谷市国土利用計画の策定について

第2次富谷市国土利用計画を別冊のとおり策定したいので、議会の議決すべき事件に関する条例（平成28年富谷町条例第31号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

現行の国土利用計画の計画期間終了及び諸情勢の変化に伴い、第2次富谷市国土利用計画を新たに策定するもの。

議案第27号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定をしようとするにつぎ、議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 富谷宿観光交流ステーション
- 2 指定しようとする団体 富谷市富谷新町111番地1
株式会社1038
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定をしようとするにつぎ、議会の議決を求めるもの。

承認第 1号

専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富谷市一般会計補正予算（第8号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年2月19日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したので、その承認を求めるもの。